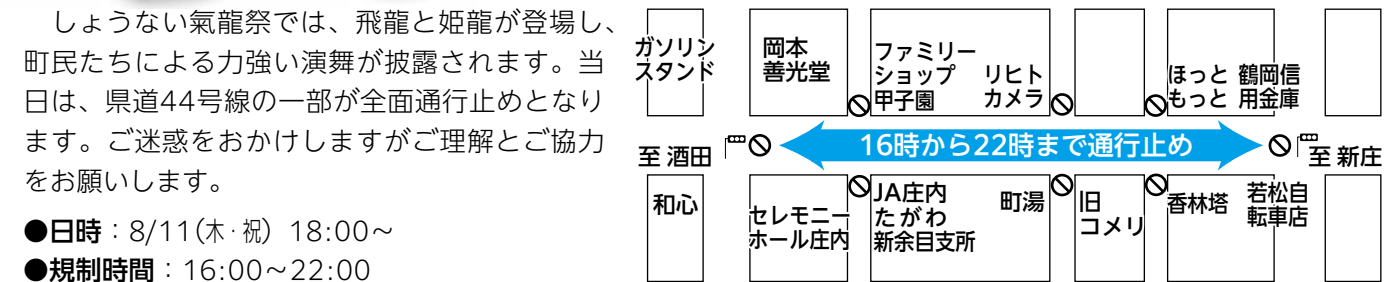




8月11日(木・祝)開催 しょうない氣龍祭

～当日の交通規制（通行止め）について～



しょうない氣龍祭では、飛龍と姫龍が登場し、町民たちによる力強い演舞が披露されます。当日は、県道44号線の一部が全面通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。
●日時：8/11(木・祝) 18:00～
●規制時間：16:00～22:00
●規制区間：ギャラリー温泉町湯周辺（県道44号線）
※う回路や詳細は、しょうない氣龍祭HP（右QRコード）で随時ご案内します。
■問合せ：町観光協会 ☎0234-42-2922



玉川第六砂防堰堤ライトアップ

日時 8/5(金)～8/7(日) 18:00～20:30
場所 玉川第六砂防堰堤（北月山荘近く）

●内容：龍神が描かれた玉川第六砂防堰堤をライトアップします。幻想的な光の世界をお楽しみください。（期間中は日帰り入浴を21時まで延長します）
※天候により中止する場合があります。
※車でお越しの際は、北月山荘駐車場をご利用ください。
■問合せ：立川総合支所立川地域振興係 ☎0234-56-2213
北月山荘 ☎0234-59-2137



トルコギキョウ新品種展示ほ場 無料摘み取り体験

日時 ①7/23(土) ②7/24(日) 9:00～16:30
場所 庄内町第1種苗センター（余目第四まちづくりセンター隣）

●定員：500人※1人5本まで
●申込期限：①7/19(火) ②7/20(水)
●申込方法：LINEを開いて、右QRコードを読み込むか、電話で申込みください。※小学生以下は保護者同伴でお越しください。
■問・申込み：農林課農産係 ☎0234-42-0169



プラスチックごみが風で飛ばないようにご注意ください

畑などで使った古いビニールや苗ポット、発泡スチロールなどのプラスチックごみが、風により飛ばされないようご注意ください。近隣の方に迷惑をかけるばかりでなく、川や海を汚し環境汚染につながります。しっかり管理し、適切な処分をお願いします。
①外に出しっぱなしにしない ②飛ばないように重石を置く
③ネットやブルーシートをかける
■問合せ：環境防災課環境衛生係 ☎0234-43-0248



庄内町 からのお知らせ

花のまちコンクール 開催！！

- 対象：町内で公衆の目に触れる街路、交通島、花壇、プランターなどを花で装飾し、地域の快適な環境づくりと景観の美化に努めている団体
- 部門：①一般団体部門（拠点以外の自治会、学校、事業所など）
②拠点団体部門
- 応募方法：応募用紙に記入し、応募先に提出ください。※応募用紙は問合せ先、町HPにあります。
- 応募先：企画情報課まちづくり係、立川総合支所総合支所係、清川出張所、立谷沢出張所
- 申込締切：7/25(月)
- 審査：デザイン、維持管理、取組状況などを書類と現地で審査します。（8/5(金)予定）
- 表彰：部門ごとに、第1～3位を表彰し、副賞を授与します。
- 問合せ：企画情報課まちづくり係 ☎0234-42-0162

町営住宅入居者募集

- 住宅名等：山谷町営住宅（余目字山谷）
- 概要：4階建集合住宅3階1戸（単身不可、3DK、59.44㎡）
※駐車場1台分有
- 家賃：15,100円～
- 敷金：家賃3か月分
- 募集期間：7/15(金)～7/29(金)
- 入居時期：8月中旬以降
※申込資格など、詳細は町HPをご確認ください。
- 問・申込み：建設課都市計画係 ☎0234-42-0860

夏休みの自由研究にも最適！ 砂金採り体験教室

- 日時：①8/14(日) ②9/11(日)
10:30～、13:30～
- 場所：北月山荘
- 内容：砂金の歴史を学びながら、楽しく砂金採りが体験できます。
- 定員：各回先着4人
- 参加費：20分500円
- 申込期限：①8/11(木・祝) ②9/8(木)
- 申込方法：地域おこし協力隊（植木 ☎080-2800-6727）に直接申込みください。
- 申込受付時間：9:00～17:00
- 問合せ：立川総合支所立川地域振興係 ☎0234-56-2213

認定こども園開放

- 子育ての悩みなども相談できます。
- 日時：8/4(木) 9:30～11:00
- 対象：0歳から満4歳までの未就園児と保護者
※天気が良ければ水遊びを行います。タオル、着替えをお持ちください。
※事前申込みが必要です。
- 問・申込み：(福)和心 認定こども園からふる ☎0234-56-2436

街角の年金相談センター酒田 が移転します

- 業務開始日：8/1(月)～
- 移転先：酒田市中町1-13-8
- 受付時間：【平日】8:30～17:15
【第2土曜日】9:30～16:00
※月曜日（祝日の場合は翌平日）は、19:00まで延長します。
- 業務内容：年金相談および年金請求などの受付
- 来訪相談の予約受付電話：☎0570-05-4890
- 問合せ：税務町民課町民係 ☎0234-42-0133

児童扶養手当制度

- 支給要件：次のいずれかの児童（18歳になった年度末まで。障がい児は20歳未満）を養育している方
①ひとり親の状態にある
②父（母）が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある
③父（母）が保護命令を受けている、または1年以上拘禁されている
④父（母）の生死が明らかでない、または1年以上遺棄されている
⑤父母が不明である
※父（母）が事実上の婚姻関係にある（②を除く）場合は支給不可
※公的年金を受給している方も年金の種類や額により支給できる場合があります。
※児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給できないことがあります。
- 手当額：所得に応じて、月額10,160～43,070円（第2子5,090～10,170円、第3子以降1人当たり3,050～6,100円を加算）
- 所得限度額：

扶養人数	請求者		養育者、配偶者、扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算
- ※受給者の方へは、毎年8月に現況届を送付しますので期間内に手続きしてください。
- ※申請方法など、詳細は問合せください。
- 問合せ：子育て応援課子育て支援係 ☎0234-42-0171